別表２　おかやまグリーン農業推進事業

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業実施主体 | 事業内容 | 採択基準等 | 補助率 |
| １　土壌診断の推進  (1)土壌診断ができる指導者の育成 | 市町村、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会、農業協同組合、営農集団（３戸以上）  等 | 研修会の開催、土壌診断講習会への参加 | 【共通事項】  事業実施主体は、受益農家数３戸以上とする。    【(1)土壌診断ができる指導者の育成】  全国農業協同組合連合会等が実施する研修会に参加又は事業実施主体自らが開催する講習会へ、職員や構成員を派遣又は参加させ、土壌診断の実施や結果について指導できる技術を身に着けさせること。  また、修了後、農業者の指導を行うことが確実なこと。  【(2)土壌診断機器の整備】  原則として土壌診断機器のいわゆる単純更新は対象としないが、同種・同能力のものを追加することで、土壌診断の実施件数が増加する場合は対象とする。  また、試薬については土壌診断機器の導入の際にセットで整備することとし、既存の土壌診断機器の消耗品として単体での導入は認めない。 | 1/3以内  ただし、補助金額の上限は、１事業実施主体当たり1,000千円とする。 |
| (2)土壌診断機器の整備 | 土壌診断機器、試薬の整備 |
| ２　化学肥料低減対策 | 農業協同組合中央会、農業協同組合連合会、農業協同組合、営農集団（３戸以上）等 | 化学肥料の使用量を低減する取組の拡大に必要な次の内容を支援する。  ・機械等の整備（マニュアスプレッダー、ブロードキャスター（堆肥散布用）、ドローン、可変施肥田植機、ペースト施肥付き田植機、食味・収量センサー付きコンバイン等の肥料使用低減に資するもの） | 【共通事項】  営農集団が事業実施主体の場合は、事業実施年度に、次の（１）～（３）のいずれかの農業者で構成されていること。  （１）みどりの食料システム法に基づく認定（「国際水準以上の有機農業の推進の取組を行う事業活動」または「土づくり、化学肥料、化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動」）を受けている又は事業実施年度内に確実に受けると見込まれる農業者  （２）「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく生産と栽培管理記録を実施している又は事業実施年度内に確実に実施が見込まれる農業者  （３）環境保全型農業直接支払交付金（有機農業の取組に限る）の交付を受けている又は事業年度内に確実に実施が見込まれる農業者  【２　化学肥料低減対策】  化学肥料使用低減に必要な機械等の整備については、公的機関の試験成績又はメーカーカタログ等において安定した効果が確認できる機種とする。  【３　化学農薬低減対策】  生産資材とは、化学農薬低減を目的とした、耕種的・物理的及び生物的防除に資する資材とする。なお、天敵、交信攪乱剤等の資材は、農薬取締法に基づき農薬登録を受けたものに限る。 | 1/3以内  ただし、補助金額の上限は、１事業実施主体当たり1,000千円とする。 |
| ３　化学農薬低減対策 | 化学農薬の使用量を低減する取組の拡大に必要な次の内容を支援する。  ・生産資材等の導入（天敵、交信攪乱剤、抵抗性品種の利用等の化学農薬使用低減に資するもの） |

[その他事項]

１　事業実施計画書の策定に当たっては、管轄の農業普及指導センター及び関係機関と十分相談すること。